

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし (RCCBs)

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	附属書1及び2 箇条8 8.1 8.1.1 8.7	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 8.1.1 一般事項 漏電遮断器は、通常の使用状態で、その使用が使用者又は周りに対して安全であって、かつ、危険を及ぼさない設計及び構造でなければならない。 8.7 短絡電流における性能 漏電遮断器は、短絡動作の間に操作者を危険にさらすことなく、短絡電流遮断を実施できなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条5 5.2.1.2 5.2.1.3 附属書1 箇条8	箇条5 漏電遮断器の特性 5.2.1.2 定格絶縁電圧 (Ui) 漏電遮断器の最大定格電圧は、いかなる場合でも定格絶縁電圧を超えてはならない。 5.2.1.3 定格インパルス耐電圧 (Uimp) 漏電遮断器の製造業者が宣言する定格インパルス耐電圧値は、規定する定格インパルス耐電圧の標準値以上でなければならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.3	8.3 耐電圧性能及び断路能力	
				8.3.0B	8.3.0B 断路能力 漏電遮断器は、断路機能をもたなければならない。	
				8.15	8.15 直流成分を含む地絡電流における漏電遮断器の動作 漏電遮断器は、直流成分が存在する場合の動作による分類に従って、直流成分を含む漏電電流が流れても十分に動作しなければならない。	
				箇条9	箇条9 試験	
				9.17	9.17 電源電圧喪失時の電源電圧依存形漏電遮断器 (4.1.2.1で分類するもの) の動作の検証	
				9.17.2	9.17.2 電源電圧喪失時の自動開路の検証 規定の試験において、漏電遮断器の動作時間は、時延なしの漏電遮断器の場合、0.5秒を超えてはならない、時延ありの漏電遮断器の場合、最小値及び最大値は、製造業者が指定する範囲内になければならない。	
				附属書2	附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	
				箇条8	箇条8 構造及び動作に対する要求事項	
				8.3	8.3 耐電圧性能及び断路能力	
				8.3.0B	8.3.0B 断路能力 断路能力を表示する漏電遮断器は、断路機能をもたなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.5	8.5 動作特性 漏電遮断器の動作特性は、該当する規定の要求事項を満たさなければならない。	
				8.14	8.14 漏電遮断器のインパルス電圧によるサージ電流不要動作性能 漏電遮断器は、負荷設備の静電容量によって大地に流れるサージ電流、及び設備内のフラッシオーバによって大地に流れるサージ電流に十分耐えなければならない。時延形漏電遮断器の場合、設備内のフラッシオーバで、大地に流れるサージ電流によって不要動作することなく十分に耐えなければならない。	
				箇条9	箇条9 試験	
				9.5	9.5 外部銅導体用ねじ式端子の信頼性試験 端子に、規定する最大断面積の銅のより線及び／又は可とう線で導体を最も抜けそうな位置に差し込んで、締め付けねじ及びナットを規定するトルクで締め付けたとき、保持している装置から導体のより線が外れてはならない。 端子には、製造業者によって指定がない場合、硬導体（単線又はより線）及び可とう線の全ての種類の導体が接続できなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				9.7	9.7 絶縁性能及び断路能力	
				9.7.6	9.7.6 主回路に接続された制御回路の絶縁抵抗測定中の直流高電圧耐量に対する性能 漏電遮断器は、規定の試験の都度、動作しなければならない。	
				9.9	9.9 動作特性の検証 規定の試験において、漏電遮断器は、適切に動作しなければならない。	
				9.15	9.15 引外し自由機構の検証 漏電遮断器に定格感度電流の1.5倍に等しい漏電電流を通电したとき、漏電遮断器は、動作しなければならない。	
				9.18	9.18 過電流状態の下での不動作過電流の限界値の検証 規定の試験において、漏電遮断器は、開路してはならない。	
				附属書D	附属書D 受渡試験	
				D.2	D.2 動作試験 漏電遮断器は、定格感度電流の0.5倍以下の電流では動作せず、定格感度電流では規定時間以内に動作しなければならない。	
				D.4	D.4 テスト装置の動作 漏電遮断器を閉路位置として、適切な電圧の電源に接続	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書JA JA.6	し、テスト装置を操作した場合、漏電遮断器は開路しなければならない。 附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器 JA.6 単相3線式中性線欠相保護機能に関する構造及び動作に対する要求事項 漏電遮断器は、規定の試験において、適切な動作特性をもっていなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時ににおける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.4 5.4.1 附属書1及び2 箇条8 8.1	箇条5 漏電遮断器の特性 5.4 短絡保護装置（SCPD）との協調 5.4.1 一般 漏電遮断器は、JIS C 60364（規格群）の設置規則に従って、その関連規格に合致した配線用遮断器又はヒューズによって短絡電流に対して保護しなければならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 漏電遮断器の開閉専用中性極は、他の極よりも後に開路し、先に閉路しなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6	箇条6 表示及び他の製品情報 漏電遮断器には、次の事項を表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		附属書J J.6 附属書K K.6 附属書JA JA.4 JA.4.1	一製造業者名又は商標 一製品区分 ・形式、カタログ番号又は製造番号 ・規格番号、等 一定格電圧、定格周波数、定格電流、定格感度電流、等 附属書J 外部銅導体接続用ねじなし端子の漏電遮断器の個別要求事項 J.6 表示 製造業者は、接続できる最大の導体数の情報を技術情報内に記載しなければならない。 附属書K 平形接続子方式の漏電遮断器の個別要求事項 K.6 表示 取扱説明書には、平形接続端子に関する次の事項及び使用する導体の種類を記載しなければならない。 一製造業者の名称又は商標 一形式名 一導体の断面積及び絶縁被覆付き平形接続子のカラーコードの情報、等 附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器 JA.4 表示 JA.4.1 単相3線式中性線欠相保護機能付であることの表	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				JA.4.2	<p>示</p> <p>単相3線式回路の中性線欠相時に回路を遮断する機能をもつ場合に、“単3中性線欠相保護付”と表示しなければならない。</p> <p>JA.4.2 過電圧検出リード線の表示</p> <p>過電圧検出リード線の引出し部近傍の見やすい位置に“N”を表示しなければならない。</p>	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書2 箇条8 8.17B 附属書1及び2 箇条8 8.1.4 8.6	附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.17B 差込接続式漏電遮断器に対する追加要求事項 差込接続式の漏電遮断器の刃受けは、開閉試験を実施した場合、規定する開閉性能を満たさなければならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1.4 ねじ、通電部及び接続部 電氣的及び機械的接続部は、製造業者が意図する通常の使用状態の下で生じる機械的応力に耐えなければならない。 8.6 機械的及び電氣的耐久性 漏電遮断器は、機械的及び電氣的に十分な操作回数を遂	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.7	<p>行でなければならぬ。</p> <p>8.7 短絡電流における性能</p> <p>漏電遮断器は、充電された導電部間又は充電された導電部と大地との間でフラッシュオーバを生じることなく、規定回数の短絡電流遮断を実施でなければならぬ。</p>	
				8.16	<p>8.16 信頼性</p> <p>漏電遮断器は、部品の劣化を考慮し、長期間の給電後でも動作信頼性がなければならぬ。</p>	
				箇条9	<p>箇条9 試験</p>	
				9.10	<p>9.10 機械的及び電氣的耐久性能の検証</p> <p>漏電遮断器は、規定の回数の開閉試験後、次の状態になつてはならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> —過度の摩耗 —電氣的及び機械的接続の緩み、等 	
				9.16	<p>9.16 定格電圧の限界値におけるテスト装置の動作の検証</p> <p>規定の回数の開閉試験で漏電遮断器は、動作しなければならぬ。試験後、その継続使用を損なう損傷があつてはならぬ。</p>	
				附属書J	<p>附属書J 外部銅導体接続用ねじなし端子の漏電遮断器の個別要求事項</p>	
				J.9	<p>J.9 試験</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				J.9.1	J.9.1 ねじなし端子の信頼性試験 規定の締め付け試験後、端子は、使用上の支障となるような損傷があってはならない。	
				J.9.3	J.9.3 サイクル試験 端子に規定の導体を取り付けた漏電遮断器に定格電流を流し、規定の温度環境試験を行ったとき、端子に割れ目、変形又はこれに類する継続使用を損なうような明白な変化があってはならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.3 附属書1 箇条9 9.7 9.7.1	箇条7 標準使用条件及び取付条件 7.1 標準使用条件 漏電遮断器の標準使用条件は、規定の周囲温度、標高、相対湿度等の範囲内で使用しなければならない。 7.3 汚損度 漏電遮断器は、汚損度2の環境に適用しなければならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 この附属書で扱う漏電遮断器を在来電気設備規定の回路に使用してはならない。 箇条9 試験 9.7 絶縁性能及び断路能力 9.7.1 湿度に対する耐性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書2 箇条9 9.7 9.7.1 附属書1及び2 箇条8 8.5 箇条9 9.22 9.22.2	規定の環境試験において、供試品は、損傷があつてはならない。 附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 この附属書は、在来電気設備規定によって施工する電気設備用の住宅及び類似設備用の漏電遮断器について規定する。 箇条9 試験 9.7 絶縁性能及び断路能力 9.7.1 耐湿度性能 規定の環境試験において、供試品は、損傷があつてはならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.5 動作特性 漏電遮断器の動作特性は、規定の環境温度で適切に動作しなければならない。 箇条9 試験 9.22 信頼性の検証 9.22.2 周囲温度が40℃での試験 規定する試験において、漏電遮断器は、定格感度電流の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				9.23	1.25倍の試験電流で動作しなければならない。 9.23 電子部品のエージング試験 規定の環境試験において、漏電遮断器の電子部品に損傷があつてはならない。	
				9.25	9.25 耐食性試験 規定の耐食性試験において、漏電遮断器の機構部に使用する鉄及び鋼の部品は、さびの兆候を示してはならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	附属書1 箇条9 9.14 附属書2 箇条9 9.14 附属書1及び2 箇条8	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条9 試験 9.14 耐過熱性能及び耐着火性能試験 通電部品及び保護回路部品を保持する絶縁材料からなる漏電遮断器の外部部品は、規定のグローワイヤ試験に適合しなければならない。 附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条9 試験 9.14 異常過熱性能及び火災に対する耐性 栓刃間を保持する絶縁材料は、規定のグローワイヤ試験に適合しなければならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.1.4	8.1.4 ねじ、通電部品及び接続部 通電部品は、保護導体用部品を含めて、装置内で生じる状態においてそれらの使用目的に適切な耐腐食性をもつ金属でできていなければならない。	
				8.2	8.2 感電保護 電線又は電線管用の開口部は、絶縁材料か、絶縁材料のブッシング又は同様な装置を設けなければならない	
				8.9	8.9 耐熱性能 漏電遮断器は、熱に対して十分に耐えなければならない。	
				箇条9	箇条9 試験	
				9.13	9.13 耐熱性試験 通電部品及び保護回路部品の位置を保持する絶縁材料からなる漏電遮断器の外部部品は、規定のボールプレッシャ試験に適合しなければならない。	
				附属書K	附属書K 平形接続子方式の漏電遮断器の個別要求事項	
				K.8	K.8 構造要求事項	
				K.8.2	K.8.2 外部導体用端子 メールタブ及び平形接続端子は、機械的強度、電氣的導電性及び使用環境に適した耐食性をもつ金属製でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第1号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	附属書1 箇条9 9.13 9.13.1 附属書1及び2 箇条8 8.2 箇条9 9.6	附属書1 JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条9 試験 9.13 耐熱性試験 9.13.1 規定の環境温度試験後、供試品を通常の使用状態に取り付けて、規定の力で標準試験指を押ししたとき、通常は接触できない充電部に接触してはならない。 附属書1 JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.2 感電保護 漏電遮断器は、通常の使用状態に取り付けて配線した場合、充電部に接近可能でないように設計しなければならない。 箇条9 試験 9.6 感電保護の検証 漏電遮断器を通常の使用状態に取り付け、漏電遮断器に接続することが可能な最小断面積及び最大断面積の導体を接続したとき、標準試験指は、充電部に接触してはならない。	
第七 条 第2号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条8 8.1 附属書JB	箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 漏電遮断器は、通常の使用状態で、その使用が使用者又は周りに対して安全であって、かつ、危険を及ぼさない設計及び構造でなければならない。 附属書JB 定格インパルス耐電圧を表示しない装置の絶縁距離 充電部と人が触れる可能性のある非充電金属部との間を接続した場合に、露出する充電部に1 kΩの抵抗を大地との間及び線間並びに非充電金属部との間に接続したとき、当該抵抗に流れる電流は、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生じるおそれのない場合を除き、1 mA以下でなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2 箇条8 8.1 8.2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 最小空間距離及び最小沿面距離は、規定の値以上でなければならない。 8.2 感電保護 漏電遮断器を通常の使用状態に取り付けて配線した場	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.3	合、接近可能となる外部部品は、絶縁材料か又は絶縁材料で裏打ちしたものでなければならない。 8.3 耐電圧性能及び断路能力 漏電遮断器は、適切な耐電圧性能をもち、断路機能を確保しなければならない。	
				箇条9	箇条9 試験	
				9.7	9.7 絶縁性能及び断路能力 規定の耐湿試験を行った漏電遮断器の絶縁抵抗は、規定の値以上でなければならない。 規定の耐湿試験を行った漏電遮断器に規定の耐電圧試験を行ったとき、フラッシュオーバー又は絶縁破壊が生じてはならない。	
				9.10	9.10 機械的及び電氣的耐久性能の検証 漏電遮断器は、開閉試験後、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。	
				9.11	9.11 短絡状態の下での漏電遮断器の動作の検証 短絡試験後、漏電遮断器は規定の耐電圧試験に適合しなければならない。	
				附属書D	附属書D 受渡試験	
				D.3	D.3 耐電圧試験 漏電遮断器は、規定の耐電圧試験において、フラッシュオ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 8.4 8.4 温度上昇 規定する条件における漏電遮断器の各部の温度上昇値は、規定する値を超えてはならない。 箇条9 9.8 9.8 温度上昇試験 温度上昇試験において、温度上昇は規定する値を超えてはならない。 9.11 9.11 短絡状態の下での漏電遮断器の動作の検証 漏電遮断器は、定格感度電流の1.25倍の試験電流で試験したとき、漏電遮断器の近傍に置いた“さらしかなきん”に、着火してはならない。 9.22 9.22 信頼性の検証 漏電遮断器に定格電流に等しい電流が流れるように設定し、温度が40°C±2°Cで試験したとき、端子の温度上昇は、規定の値を超えてはならない。		
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2 箇条8 8.4	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.4 温度上昇	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		置が講じられるものとする。		箇条9 9.8	漏電遮断器の人が触れる可能性がある外部部品の温度上昇値は、規定する値を超えてはならない。 箇条9 試験 9.8 温度上昇試験 温度上昇試験において、人が触れる可能性がある外部部品の温度上昇は、規定する値を超えてはならない。	
第十一 条第1項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性 による転倒、可動部又は鋭利な角への接触 等によって人体に危害を及ぼし、又は物件 に損傷を与えるおそれがないように、適切 な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	附属書1及び2 箇条8 8.2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.2 感電保護 裏打ちは、鋭い角が生じる位置には適切な保護を施さなければならぬ。	
第十一 条第2項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部か らの機械的作用によって生じる危険源によ って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷 を与えるおそれがないように、必要な強度 を持つ設計その他の措置が講じられるもの とする。	■該当 □非該当	附属書1 箇条9 9.12 9.12.1 9.12.2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条9 試験 9.12 耐機械的衝撃及び打撃の検証 9.12.1 機械的衝撃 漏電遮断器を規定の高さから落下させたとき、漏電遮断器は開路してはならない。 9.12.2 機械的打撃 漏電遮断器に規定の打撃を加えたとき、充電部に近接できるような又は漏電遮断器の継続使用を損なうようなカ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書2 箇条8 8.17B 箇条9 9.12 9.12.2.2 9.12.2.3	バーの破損、操作装置、絶縁材料の裏打ち、バリアなどの損傷があってはならない。 附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.17B 差込接続式漏電遮断器に対する追加要求事項 差込接続式漏電遮断器は、次の試験に適合しなければならない。 ー自重落下強度試験 ー刃受け保持力試験 ーコード引止部の強度試験、等 箇条9 試験 9.12 耐機械的衝撃及び打撃の検証 規定の振動試験試験及び衝撃加速度試験において、漏電遮断器は、各部に異常があってはならない。 9.12.2.2 レール取付用漏電遮断器に規定の加重を加えたとき、試験中、漏電遮断器は外れてはならない、また、試験後、漏電遮断器は、その継続使用を損なうような損傷があってはならない。 9.12.2.3 差込形漏電遮断器 差込形漏電遮断器に規定の加重を加えたとき、端子台からゆるんだり、外れていたりしてはならない、また、基台	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書1及び2 箇条9 9.5 9.5.1 9.5.2 9.6 附属書J J.9.2	から動いてはならない。さらに、試験後、その後の使用を損なうような損傷があつてはならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条9 試験 9.5 外部銅導体用ねじ式端子の信頼性試験 9.5.1 導体に、規定する値の引張力を加えたとき、導体は、端子内で著しく移動してはならない。 9.5.2 端子ねじを規定のトルクで端子に締め付けたとき、導体には、過度な損傷及び断線があつてはならない。また、端子には緩みがなく、ねじの破損、又はねじ頭部の溝、ねじ山、座金若しくは当て金に、端子の継続使用を損なうような損傷があつてはならない。 9.6 感電保護の検証 漏電遮断器に、試験指を用いて、規定の力を1分間加えたとき、エンクロージャ及びカバーは、標準試験指が充電部に接触するほどの変形があつてはならない。 附属書J 外部銅導体接続用ねじなし端子の漏電遮断器の個別要求事項 J.9.2 外部導体用端子の信頼性試験：機械的強度 外部導体用端子に規定の張力を加えたとき、導体は外れ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書K K.9.1	てはならない。 附属書K 平形接続子方式の漏電遮断器の個別要求事項 K.9.1 機械的過負荷試験 メールタブ本体に、又はメールタブを組み込んだ漏電遮断器に規定の張力を加えたとき、継続使用を損なうような損傷があってはならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2 箇条9 9.10	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条9 試験 9.10 機械的及び電氣的耐久性能の検証 漏電遮断器は、規定の開閉試験後、コンパウンドのしみ出しがあってはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であり、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	計	危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。		箇条8 8.1 8.1.1	箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 8.1.1 一般事項 漏電遮断器は、通常の使用状態で、その使用が使用者又は周りに対して安全であって、かつ、危険を及ぼさない設計及び構造でなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	附属書1及び2 箇条8 8.1 8.1.2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 8.1.2 機構 漏電遮断器は、手動で開閉できなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	附属書1及び2 箇条8 8.1 8.1.2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 8.1.2 機構 漏電遮断器は、引外し自由機構をもたなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	附属書1 箇条8 8.12	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.12 電源電圧依存形漏電遮断器に対する要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書1及び2 箇条8 8.13	電源電圧依存形漏電遮断器は、定格電圧の0.85倍～1.1倍の電圧に対しても正常に動作しなければならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.13 主回路に過電流が流れた場合の漏電遮断器の動作 漏電遮断器は、規定する過電流状態の下で動作してはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1及び2 箇条8 8.1 8.1.5	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1 機械的設計 8.1.5 外部導体用端子 漏電遮断器は、規定の公称断面積の銅導体を接続できる端子でなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1 箇条8 8.17 附属書2	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.17 電磁両立性（EMC） 漏電遮断器は、関連する電磁両立性（EMC）の要求事項を満足しなければならない。 附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条8 8.17A 8.17A.1 8.17A.2 附属書1及び2 箇条9 9.19	箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.17A 放射電磁波不動作 放射電磁波不動作試験を実施した場合、動作してはならない。 8.17A.1 高調波電流重畳引外し 高調波電流重畳引外し試験を実施した場合、感度電流値は、定格漏電不動作電流の値を超えて、定格感度電流の値以下でなければならない。 8.17A.2 高周波電流重畳引外し 高周波電流重畳引外し試験を実施した場合、感度電流値は、定格漏電不動作電流の値を超えて、定格感度電流の値以下でなければならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条9 試験 9.19 インパルス電圧によって生じるサージ電流での漏電遮断器の不要動作の検証 規定の試験において、漏電遮断器は、動作してはならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1 箇条8	附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器—過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		音を発生するおそれがないものとする。		8.17 附属書2 8.17C	8.17 電磁両立性（EMC） 漏電遮断器は、関連する電磁両立性（EMC）の要求事項を満足しなければならない。 附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 8.17C 雑音の強さ 定格電圧が300 V以下で、定格電流が100 A以下の漏電遮断器は、JIS C 8300の附属書O（雑音の強さ）の要求事項を満たさなければならない。	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 附属書1 箇条8 8.1.2 箇条9 9.13	箇条6 表示及び他の製品情報 漏電遮断器には、容易に消えない方法で、規定の表示をしなければならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 構造及び動作に対する要求事項 8.1.2 機構 主接点の位置表示を分離した機械的表示装置で行う場合は、閉路位置に赤を、開路位置に緑を使用しなければならない。 表示灯を用いる場合、表示灯は漏電遮断器が開路しているときに点灯し、明るい色でなければならない。 箇条9 試験 9.13 耐熱性試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				9.13.1 附属書1及び2 箇条9 9.3 附属書JA JA.4 JA.4.2 JA.6 JA.6.1	9.13.1 耐熱性試験後、表示は読み取れなければならない。 附属書1 JIS C 60364低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 及び附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条9 試験 9.3 表示の不滅性試験 試験後、表示は容易に判読できなければならない。また、 表示は、この規格で規定する全ての試験後も、容易に判読 できなければならない。 附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器 JA.4 表示 JA.4.2 過電圧検出リード線の表示 過電圧検出リード線の引出し部近傍の見やすい位置に “N”を表示しなければならない。 この表示は、取付位置で明確に見えなければならない。 JA.6 単相3線式中性線欠相保護機能に関する構造及び動 作に対する要求事項 JA.6.1 過電圧検出リード線の構造 単相3線式中性線欠相保護装置の過電圧検出リード線は、 線の色は白でなければならない。	
第二十 条第1号	表示等（長期 使用製品安全	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規 定によるほか、当該各号に定めるところに	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	表示制度による表示)	<p>よる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	□該当 ■非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	□該当 ■非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8221:2020 及び追補 1:2021

規格名：住宅及び類似設備用漏電遮断器一過電流保護装置なし（RCCBs）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				